取扱区分:「公開」

平成27年第6回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成27年6月10日(金)午前10時00分~

於:周南市徳山保健センター 講義室3

平成27年第6回

周南市農業委員会総会議事録

1	H	畦	平式 3	7年6日	1 O F	(* k)	午前 1	の時のの分	\sim	11時08分	,
1		HZT	—————————————————————————————————————	/ +- () /-	1 () [(/(— AII I	いまいいカ	. •	1 1 1877 17 17 17	

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

2 場 所 周南市徳山保健センター 講義室3

3 会議に付した議案

明な人人がエーグ	Marian o Was Write & off 11 this of	1
議案第18号	農地法第4条の規定による許可申請について	1 件
議案第19号	農地法第5条の規定による許可申請について	5件
議案第20号	平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の	1件
	点検・評価(案)の承認について	
議案第21号	平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画	1 件
	(案) の認定について	
議案第22号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 5	0件
	農用地利用集積計画について	
報告第29号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	6件
報告第30号	非農地証明について	3件
報告第31号	農地の転用の制限の例外による届出について	1 件
報告第32号	水田埋め立てによる農地改良届出について	1 件
報告第33号	農地法第18条の規定による通知について	1 件
報告第34号	農業生産法人報告書の提出について	2件

4 出席委員

 第1番
 江
 波
 一
 男
 君
 第2番
 田
 中
 榮
 作
 君

 第3番
 野
 村
 一
 男
 君
 第4番
 藤
 井
 孝
 君

第5番 笠 井 保 雄 君 第6番 松 尚 清 治 君 第7番 藤 井 澄 子 君 第8番 大 田 幹 代 君 時 第10番 杉 君 第9番 歳 光 正 君 村 洋 治 第11番 福 田 栄 司 君 第12番 Ш 崎 弘 子 君 第13番 林 定 子 君 第14番 村 実 君 木 第16番 第15番 松 田 孝 行 君 山 崎 光 夫 君 第18番 敏 昭 君 第19番 秋 貞 啓 子 君 石 村 第21番 第20番 白 石 純 治 君 有 馬 俊 雅 君 第22番 小 林 雄 君 第23番 髙 橋 恵 君 第25番 龍 男 君 第26番 藤 井 典 君 杉 村 和 第27番 梅 田 洋 治 君 第28番 椎 木 人 志 君 第29番 大 江 静 君 人 第31番 岩 田 学 君(職務代理者)

5 欠席委員

第32番

第17番 水 井 規 雅 君 第24番 長谷川 和 美 君 第30番 弘 中 壽 君

美 君(会長)

6 関係人

農林課 係長 弥 益 孝 二

西

田

孝

7 事務局職員

長 茅 原道 次 長 山根卓彦 局 夫 次長補佐 徳 本 純 子 書 記 林 和 史 事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中29名で、周南市農業委員会会議規則第9 条に規定された定足数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第17番 水井 規雅 委員、第24番 長谷川 和 美 委員、第30番 弘中 壽 委員の3名でございまして、周南市農業委 員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたし ます。

次に、総会の開始前に、議案書の修正を1件お願いいたします。

議案書4ページ、「議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について」ですが、3番につきまして、平成27年6月8日に、申請者から取下げ書の提出がございましたので、削除をお願いいたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会(午前10時00分 ~)

それでは只今より、平成27年第6回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規 則第23条に規定された議事録署名委員は、第6番、松岡 清治委員さん、 第13番、林 定子委員さんのご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第17号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案4件でございます。

まず、1番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の市街化調整区域の大字●字●の、字Φ0、字Φ0、字Φ0、字Φ0 に所在する農用

議長

地区域外農地の田、5筆の5,133平方メートル、畑、7筆の1,403.9 1平方メートル及び同地区の市街化区域の大字●●●に所在する農用地区域 外農地の田、1筆7.59平方メートルで、合計、13筆の6,544.5平 方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は高齢のため後継者である譲受人に生前 贈与されるものでございます。譲受人は、以前から父親とともに農業経営を 行なっており、今回、経営移譲により営農活動に力を入れるため、申請地を 譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、 農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全て を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある 日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は65アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該 当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、田については、継続で水稲を作付けし、畑については、自家用きゅうり、ナス、トマト、スイカ等野菜類を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全て を満たしていると判断しております。以上でございます。

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから

議長

の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第28番

28番の●●です。1番について、現地確認いたしましたので報告します。 去る6月2日に譲渡人、譲受人、これは同居の親子でして両者立会いの下、 現地確認いたしました。事務局から説明がありましたように生前贈与という ことで、譲受人が昨年、会社を定年退職し、それ以前も親子で農作業をして いたが、これを機会に贈与を受けて本格的に取り組みたいと言う意気込みで した。現地は、自宅から500メートル以内に13筆の田畑があり、その内 小面積の所は、少し荒れておりましたが、大きな面積の所では、田は、代か きがされており水が張られており、すぐに植えられる状態でした。畑は玉ね ぎ、馬鈴薯等が栽培されてありました。以上、生前贈与ということで問題な いと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第17号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

2ページの2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●●字●●に所在する農用地区域外農地の田、1筆の641平方メートル、畑、1筆の191平方メートル及び同地区の大字●●字●●●に所在する農用地区域内農地の田、1筆の793平方メートル、合計3筆の面積1,

625平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は高齢であり後継者が無く、譲受人は、 申請地が自宅の隣地であり、以前から耕作しており、今回正式に所有権移転 の手続きをとり、引き続き営農活動を続けるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある 日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は34アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該 当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、現在も水稲を耕作しており、畑については、自家用野菜を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全て を満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第22番

第22番の \blacksquare です。2番の案件につきまして、5月31日に譲受人、譲渡人及び私の3人で現地を確認いたしました。字 \blacksquare 06番地は、現在、

水稲が作付けされており、字●●573-2、573-3は、荒廃しておりました。譲渡人と譲受人はいとこの関係にあり、現在もいとこの方が小作をされております。譲渡人は81歳で高齢のため、今回、所有権を贈与と言う形で移転されるものです。一方、譲受人は、正式に譲り受けて定年後の生きがいということで、田については、水稲を、荒廃している畑には、野菜等を作付けされ、定年後を楽しみたいとのことでございます。以上よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第17号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の●●●都市計画区域の大字●●●字●●に所在する農用地区域内農地の田、1筆の2,416平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、高齢であり、譲受人は以前から利用 権設定をして耕作しており、今回、譲渡人から所有権移転の申出があったの で譲り受けられ、引き続き営農活動を続けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農

機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを 効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある 日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、後程、審議して頂きます議案第22号の 農用地利用集積計画において、別紙3の8ページの1番にありますように、 893平方メートル、利用権を設定いたしますことから、それとを合わせ まして、取得後の農地は33アールで、当地区の30アールの下限面積要件 を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該 当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稲を作付けされるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全て を満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第10番

第10番の●●です。議案第17号農地法第3条による許可申請番号3について、去る6月1日、譲受人とは直接面会して、譲渡人とは遠隔地のため電話で意思確認をしましたので、その結果をご報告いたします。まず、申請人の2人は、実の兄弟で、譲渡人の兄は、現在●●●市内に在住しており、遠隔地で農業が出来ませんので、弟の譲受人が申請地を過去十数年において、利用権設定をして水稲を耕作していました。現在も既にコシヒカリが植えてあります。譲受人は、まだ若く、また、今までもこの土地を耕作しています

し、農機具等も揃っていますので何ら問題ないと思われます。また、調査項目等と照らし合わせても不都合なことは何もありませんでした。今、事務局から説明がありましたとおり、下限面積に抵触するわけですが、利用権の設定等で下限面積の30アールはクリアーしていますので申し添えます。よろしくご審議の程お願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第31番

事務局にお願いですが、これは893平方メートルほど利用権を設定しているので、営農状況の欄に明記する必要があると思います。当初から議案書に記入していれば、先程の下限面積の補足説明が不必要になると思われますので次からはそのようにされてはどうですか。

事務局長

次回からは、検討いたします。

議長

よろしいでしょうか。他にありませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第17号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

4番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●

●字●●に所在する農用地区域内農地の田、1筆の1,531平方メートルで ございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、申請地も自宅から遠く、農業後継者もなく、親の代から60年くらい賃貸していたが今回売買の契約が成立したことから譲り渡すものでございます。譲受人は以前から利用権設定をして耕作しており、今回、譲渡人から売買の申出の承諾が得られたので譲り受け、引き続き営農活動を続けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを 効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある 日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は91アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該 当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稲を作付けされるとの ことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的 な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全て を満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。 第15番

第15番の●●です。5月29日に譲受人と会いました。利用権設定をされて既に約60年近く耕作されておられます。ただ、年齢的に82歳なので心配しお聞きしたところ、娘夫婦が10年くらい前から手伝っているので、耕作が困難になれば、娘夫婦が引き継いで耕作するとのことでした。また、30日に譲渡人とお話をして確認し了解が取れているとのことでした。申請地は、現在、水稲が作付けされてあります。農機具等も揃っているので何ら問題ないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第17号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号を議題といたします。事務局よりの議案の説明 をお願いいたします。

事務局次長

議案書の3ページをお開きください。議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第4条の規定による許可申請は1議案1件でございます。それでは1番についてご説明いたします。

申請人は、市内に在住する会社員です。現在の住宅が、老朽化と手狭になり同居するために新しく自己用住宅を建設しようとするものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。申請地は、●●支所から南に 約730メートル、県道●●●線の西側に位置しております。 (スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字 \oplus 字 \oplus 9 \oplus 387番1、地目は畑、 地積は、430平方メートルでございます。

(スクリーンに、分限図を表示)

こちらが分限図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図で配置図と立面図になっております。次に排 水計画図でございます。

(スクリーンに、平面図を表示)

次に、1階部分の平面図でございます。こちらが2階部分の平面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、良好な営農条件を備えている第1種農地です。第1種での農地転用について、農地法施行規則第33条4号に該当するものです。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地 法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりまして、適当 であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業 計画書により適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画が添付されて おりまして、汚水については集落排水に排出されます。また、雨水につきま しては、道路側溝へ排出されます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、申

請地が農業振興地域内の農用地ということで、3月の農業委員会総会で「農業振興地域整備計画の変更について」で既にご協議をいただいておりまして、平成27年4月14日付けで、除外の内定通知を受けております。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第9番

第9番の●●です。議案第18号農地法第4条の規定による許可申請について、6月2日に調査をしましたので報告いたします。今回の案件は、3月の委員会において、除外申請され決定を受け、今回申請がなされたものであります。内容は、前回も報告しましたとおりです。すぐ上の父親の家が手狭なため申請地に建てようとするものでございます。造成の切盛りで約10センチならす程度で、また、汚水排水については、近くにある集落排水の下水道へ流す等、調査基準に合わせ調査しましたが問題ないと思いますので、よろしくご審議の程お願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第19号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお

願いいたします。

事務局次長

議案書の4ページをお開きください。議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による許可申請は1議案4件でございます。それでは1番についてご説明いたします。

申請人は、市内で弁護士事務所を営む弁護士です。本土地は、相続人不存在なため、平成25年9月20日山口家庭裁判所●●支部において、相続財産管理人選任申立てにより、申請弁護士を選任する審判がなされました。今回、この土地に隣接する八幡宮の神職より、植林して管理してゆきたい旨の申し出があり、相続財産管理人から贈与されるものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から北北東に約300メートル、市道●●●●線の東側に位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

(スクリーンに、分限図を表示)

こちらが分限図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、都市的施設の整備された区域内の農地であり、第3種農地です。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地 法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりまして、適当

であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業 計画書により適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、雨水につきましては、道路側溝へ排出されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

28番

第28番の●●です。1番について現地を確認しましたので報告いたします。6月2日に譲受人である地元のお宮の宮司さんと同じ日に譲渡人の財産管理人の弁護士さんと電話で確認いたしました。この土地は、事務局から説明がありましたように贈与先がないために相手方を探しておられ、今回、譲受人に話がきたとのことです。場所的には、お宮の「鎮守の森」に隣接しており、草は刈った状態でありました。ただし、畑としては木の枝が伸び、日光があたらない状況のため、杉を植林して管理していくとのことでした。以上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第19号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして事務局よりの議案の説明をお願いいたしま す。

事務局次長

それでは、次に2番をご説明いたします。

申請人は、市内に居住する会社員です。

譲渡人は、高齢であり施設入居をしていて耕作ができないところ、今回、 申請地に隣接する土地建物を購入する申請人から、庭が狭いので庭として利 用するために、購入申出があり今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字 \oplus 字 \oplus 9 \oplus 3 7 3 番 2 、地目は畑、地積は、9 1 平方メートルでございます。

(スクリーンに、分限図及び排水計画図を表示)

こちらが分限図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、平面図を表示)

次に、平面図でございます。一番左側の家屋があり、この家屋と土地を購入されるその南側が該当地となっております。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、都市計画法により、用途地域が第1種住居地域と定められた第3種農地です。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地 法第5条第2項第2号に該当いたしません。 資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりまして、適当 であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業 計画書により適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、雨水につきましては、道路側溝へ排出されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

5番

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番の●●です。2番について、去る6月1日に申請人と現地で意思確認と調査したことをご報告いたします。申請地の位置、内容等については、事務局の説明のとおりで省略いたします。譲渡人は高齢でもあり、現在、施設入所しており耕作できないため、譲受人から売買したい旨の申出があり、空き家となっている建物と一緒に売却するとのことです。譲受人は、この空き家となっている建物を購入するが、庭が狭いので隣接している当該申請地を庭として利用したいとのことです。農地は畑で91平方メートルと狭小で、現在はマルチがかけられています。譲受人のご両親は既に亡くなられており、元々はこの近くに住んでおられたとのことで、以前からこの地域に住所を移したいと考えられておられたそうです。なお、この地区は、元々この地域の銀座通りで商店街でしたが、現在は、2、3店舗しかなく空き家対策及び耕作放棄地対策の観点からも良いのではないかと考えます。申請書には、資金計画書、事業計画書も添付され、被害防除計画書に沿って調査しましたが何ら問題ないと思います。また、周辺農地に与える影響もないと思われます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第19号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

3番は削除されましたので、続きまして、4番につきまして事務局よりの 議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案第19号の4番と5番については、譲渡人が同一で同一箇所にありますが、譲受人が異なるため、個別に説明をさせていただきます。

それでは、4番をご説明いたします。

申請人は、●●県●●●市に事務所を有する不動産業を営む法人です。

売電事業の事業拡大を図るため、申請地を購入し、発電出力48キロワットの太陽パネル314.26平方メートルを設置するものです。

申請地は、市道に隣接し日照も良く、送電網設備などの条件も良いことから太陽光発電施設の設置に適した場所であり、また、譲渡人はおおむね20年間耕作をしておらず高齢のため今後も耕作を行う予定がなく、売却を考えていたということで、今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●総合支所から南西に約270メートルのところに位置して おり、市道●●線に接しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●●字●●2983番2、地目は田、

地積は、1,023平方メートルでございます。

(スクリーンに、分限図を表示)

こちらが分限図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、立面図を表示)

次に、太陽光パネルの立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、市役所・支所より300メートル以内に ある農地の第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地 法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりまして、適当 であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業 計画書により適当と思われます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、既 に、経済産業省の太陽光発電設備に係る許可取得済みであり、中国電力との 売電許可も取得済みです。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、問題なしと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

13番

第13番の●です。4番について報告させていただきます。去る6月1日 譲渡人とお会いしました。譲渡人は、一人で自営業をされていますが、高齢 でもあることから、これまで20年近く耕作をされていませんが、年に何回 かは●●市にいる息子さんが休日を利用して草刈りをしていました。しかし、 転勤もありなかなか大変ということで、相談のうえ手放すことにされたそう です。隣接の土地所有者の方への太陽光発電設備設置の件は了承済みです。 去る6月2日、譲受人には電話で確認しました。現在、●●市で太陽光発電 を数か所設置して事業を運営されているそうです。事業拡大のため、今回の 申請地を購入し、太陽光発電パネルの設置に適切な広さや場所であり、周囲 の民家や農地に影響を及ぼすこともありません。また、太陽光発電の事業の 許可を中国電力株式会社と締結して永続的に事業地とするとのことです。現 状のままでの設置ということなので、隣接する土地所有者の方への配慮も考 え、雑種地をどのように対処するのか尋ねました。前面ではないが防草シー トを張り、周囲に不快感を与えないようしっかり管理していくとのことでし た。この案件について、問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお 願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第19号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、5番につきまして事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、次に5番をご説明させていただきますが、4番と説明内容が重複する部分につきましては、省略させていただきます。

申請人は、●●市に事務所を有する金属製建具、金属製内外装の設計、製作、施工などを営む法人です。

売電事業の事業拡大を図るため、申請地を購入し、発電出力48キロワットの太陽パネル314.26平方メートルを設置するものです。

申請地の内容等につきましても、説明を省略させていただきます。

次に、申請地の位置につきましても、同様に省略させていただきます。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、大字●●●字●●2983番3、地目は田、 地積は、969平方メートルでございます。

(スクリーンに、分限図を表示)

こちらが分限図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、立面図を表示)

こちらが太陽光パネルの立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、市役所・支所より300メートル以内に ある農地の第3種農地に該当いたします。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりまして、適当 であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業 計画書により適当と思われます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、既 に、経済産業省の太陽光発電設備に係る許可取得済みであり、中国電力との 売電許可も取得済みです。

また、工事の際やその後の維持管理のために、市道からの通行承諾書を隣接地権者と交わしております。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、問題なしと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

13番

第13番の●です。引き続き5番について報告させていただきます。5番については、4番と譲渡人が同一で申請者は違いますが、内容については同一であり説明を省略させていただきます。5番の案件についても問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第19号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第20号及び議案第21号を一括して議題といたします。 事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページ、6ページをお願いいたします。議案第20号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の承認について」、及び議案第21号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の認定について」を、一括してご説明いたします。

別添の、別紙1「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・ 評価(案)」、及び別紙2「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」をご覧いただきたいと思います。

4月の総会終了後の協議事項でもご説明しておりますが、平成21年1月23日付で、農林水産省より、「農業委員会の適正な事務実施について」という通知がありました。その中で「農業委員会は、活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定を行うものとする。」と定められ、「ホームページ等により公表するものとする。」とされたもので、平成22年度から各農業委員会に作成、公表が義務付けられたものでございます。

内容につきましての詳細なご説明は、省略させていただきますが、前年度、 自ら実施したことについての自己評価と、今年度どういうことをするのか、 どういう活動をするのかということの策定を行うものでございます。

4月にお示しした(案)をもちまして、4月16日から5月15日までの 1ケ月間、市のホームページ並びに、農業委員会事務局及び本庁・各総合支 所の情報公開窓口におきまして、パブリックコメントを実施いたしました。 結果といたしまして、意見等はございませんでしたので、本日、最終案とし て、皆様方にお諮りするものでございます。

ご承認をいただければ、6月15日までに県へ提出、県を経由して、6月30日までに国へ提出というスケジュールとなっております。

よろしくご審議の程、お願いいたします。以上でございます。

議長

只今の議案第20号及び議案第21号につきまして、質疑を行います。 ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第15番

別紙2の3のところで「違反転用への適切な対応」という欄で、この書類によると違反転用面積が0へクタールになっているが、実際に3月17日の段階で判明している転用があるので、この数値では間違いではないか。それともまだ最終決定をしていないから0になっているのか。判明しているので、面積を調べて計上すべきではないかと思います。どうですか。

事務局

まだ、確定していないから計上しておりません。

第15番

わかりました。

議長

よろしいでしょうか。他にはありませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第20号及び議案第21号につきまして、採決を行います。

承認、認定とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、周南市農業委員会の「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」、及び、「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画」につきましては、内容を変更せず原案のとおり、承認、認定と決定いたします。

なお、本件につきましては、事務局より、県への報告をお願いいたします。

続きまして、議案第22号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用 集積計画について」

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、周南市長より別紙のとおり周南市農用地利用集積計画が提出されたので、委員会の決定を求める。

平成27年6月10日 提出 周南市農業委員会 会長 西田 孝美 別添の、別紙3「周南市農用地利用集積計画」をご覧ください。

議長

それでは、この議案につきましては、農林課の●●係長さんが来ておられますので、ご説明を受け、その後、農業委員会の決定を行いたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、●● 係長さん、お願いいたします。

農林課

農林課の●●です。平素より、農林行政につきまして格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。本日は、4月までに受付けました農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただきました。ご審議、ご決定をいただきまして、7月1日の公告となるものでございます。こちらにつきましては、市内の西部地域、北部地域、そして東部地域の10地区におきまして、29件、55筆の案件と13ページ以降にございますように農地中間管理事業に係る案件が21件、34筆でございます。これらの利用権の設定につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第31番

計画書の存続期間で9ヶ月になっているのは、年度終了が翌年の3月31 日までとなっていることから9ヶ月になっているのですか。

農林課

その通りです。

議長

他にございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第15番

この農用地利用集積計画で期間が満了したら後は、農業委員が継続の手続き等を行うのですかね。

議長

農用地利用集積計画は農業委員が仲介を取って、それを取りまとめて事務 局へ提出するものです。

第15番

わかりました。了解しました。

議長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第22号につきまして、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案 のとおり決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第29号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページをお願いいたします。報告第29号「農地法第5条の規 定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は6件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第29号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 (なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第29号を終わります。

続きまして、報告第30号につきまして、事務局よりの報告事項の説明を お願いいたします。

事務局長

議案書の9ページをお願いいたします。報告第30号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は3件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第30号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 (なしの声あり) 特に発言がないようですので、以上で、報告第30号を終わります。

続きまして、報告第31号につきまして、事務局よりの報告事項の説明を お願いいたします。

事務局長

議案書の10ページをお願いいたします。報告第31号「農地の転用の制限の例外による届出について」をご説明いたします。

自己所有の農地を農業経営用施設用地として転用される場合で、転用面積が2アール未満であるときは、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第32条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可を要しないとされているものでございます。

今回の届出1件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第31号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 (なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第31号を終わります。

続きまして、報告第32号につきまして、事務局よりの報告事項の説明を お願いいたします。

事務局長

議案書の11ページをお願いいたします。報告第32号「水田埋め立てによる農地改良届出について」を、ご説明いたします。

水田埋め立てによる農地改良届出については、議案書のとおり1件ございました。内容については記載のとおりでございます。地区担当農業委員さん共々現地を確認いたしております。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第32号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第32号を終わります。

続きまして、報告第33号につきまして、事務局よりの報告事項の説明を お願いいたします。

事務局長

議案書の12ページをお願いいたします。報告第33号「農地法第18条の規定による通知について」を、ご説明いたします。

農地の賃貸借の解約等については、農地法第18条の規定により賃貸借の 当事者は、農業委員会の許可を受けなければ、賃貸借の解除ができないとさ れております。

一方、第18条第1項のただし書きの規定により、合意による解約が許可を要しないで行われた場合には、同条第6項の規定によりこれらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされております。

議案書のとおり、1件許可を要しない合意による解約が行なわれた旨の通知が農業委員会に提出されました。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしましたので、 ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第33号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 (なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第33号を終わります。

続きまして、報告第34号につきまして、事務局より報告事項の説明をお 願いいたします。

事務局長

議案書の13ページをお願いいたします。報告第34号「農業生産法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農業生産法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は2件ございました。添付書類も含め完備しており、農業生産法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第34号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 (なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第34号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成27年第6 回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会(午前11時08分)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成27年6月10日

周南市農業委員会

会長 面因考美

委員 松周清治

委員 旅 是 子